

# 『長崎居留地二十五番館』保存修理工事 寄附募集要項

## 保存修理工事のためのご寄附のご協力をお願いいたします



『長崎居留地二十五番館』は、長崎にあった居留地（東山手・南山手・大浦）のうち、明治22（1889）年に建設された南山手二十五番館です。

最初の居住者はスコットランド出身のコルダー（Calder, J.F.）で、日本初の「ドライドック」や長崎造船所で日本初の鋼鉄船「夕顔丸」を建造した明治期日本の造船業の発展に寄与した人物です。

この建物は三方にベランダを廻らし、各部屋に暖炉を設けるなど典型的な居留地建築ですが、工法の上では古い点も見受けられます。例えば、出入り口廻りの仕上げは化粧板を取り付けることなく、古い柱を削り出しています。また、外壁は下地板の外に下見板を張り上げ、室内側は木摺（きざり）下地に漆喰（しっくい）を塗り、防寒・防音に効果をあげています。

博物館明治村では、昭和41（1966）年に移築された『長崎居留地二十五番館』の保存修理工事を平成27年（2015）よりとりかかっています。



現在の『長崎居留地二十五番館』

## ~~~~~ 寄 附 要 項 ~~~~~

- 事業名称 長崎居留地二十五番館 保存修理工事
- 受付期間 平成28年4月1日 ~ 平成29年2月末日まで（第2期）
- 寄附方法 1口 = 1万円（口数はご随意）
  - ① お申込手続 所定の『寄附申込書』（必要な場合はお送りいたします）、または、明治村ホームページ「寄附の募集」の「寄附申込フォーム」からお願いします。  
※ご記入の際に寄附の対象を「長崎居留地二十五番館」とご指定下さい。
  - ② ご送金手続 

口座振込	〔振込先〕	三菱東京UFJ銀行	犬山支店	普通	0114951
		公益財団法人明治村			
		（コウエキサダシホウジンメイジムラ）			

  

現金書留	〔郵送先〕	下記お問い合わせ先にお送り下さい。
------	-------	-------------------

  
※誠に恐縮ですが郵送料はご負担ください。

※1口以上ご寄附頂いた方はご希望に応じ、お名前を竣工後、建物内に掲示させていただきます。

### ● 税制上の優遇

当法人に寄附をする場合は、以下のような税制上の優遇措置が得られます。

#### ① 個人の場合

次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、確定申告の際に所得控除できます。

$$\boxed{\text{当該年度に支出した募金（寄附金）の額}} - \boxed{2 \text{ 千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}} \\ \text{（「総所得金額等」の40％が限度）}$$

#### ② 会社等法人の場合

次の算式で計算した「損金算入限度額」に相当する金額まで損金に算入できます。

$$\boxed{\text{損金算入}} \\ \boxed{\text{限度額}} = \frac{\boxed{\text{資本等の金額}} \times \boxed{\text{当期の月数} / 12} \times \boxed{2.5 / 1000} + \boxed{\text{所得の金額}} \times \boxed{5 / 100}}{2}$$

- お問い合わせ先 〒484-0000 愛知県犬山市字内山1番地 公益財団法人明治村 寄附担当  
TEL : 0568-67-0314 FAX : 0568-67-0358 URL : <http://www.meijimura.com/>